# 平成 29 年度 「ポイ捨て」に関する調査結果

環境省環境再生・資源循環局

# 目 次

はじ	がに ~本調査について~・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1.	ポイ捨て等を規制する条例等制定の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2.	条例等に規定された行政機関による措置の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3.	罰則規定の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4.	条例等に基づく措置・罰則規定の適用事例の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5.	措置・罰則規定の適用事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6.	条例等の施行による課題の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
7.	条例等の施行による課題の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6

# はじめに

#### ~本調査ついて~

### (1)調査目的

近年、空き缶、紙くず、たばこの吸い殻その他のごみを、回収容器及び定められた場所以外にみだりに捨てるいわゆる「ポイ捨て」の問題において、生活環境の保全や公衆 衛生を害する状況に対応すること等を目的とした条例を制定する自治体が多くある。

本調査は、各市区町村における対応事例等の把握を目的として実施したものである。

#### (2)調査対象

全国 1741 市区町村

# (3)調査方法

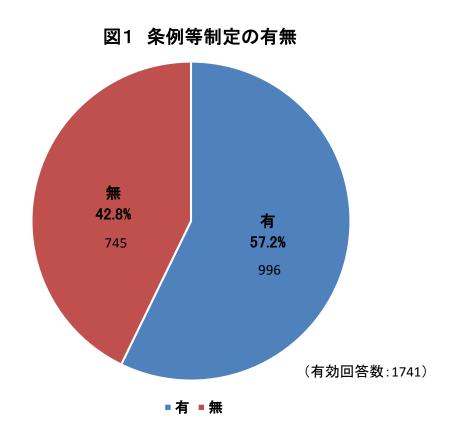
各都道府県において、同都道府県下の全ての市区町村の状況についてアンケート調査を実施し、その結果を取りまとめた。

# (4)回答状況

回答市区町村数:1741 (回答率 100%)

# 1. ポイ捨て等を規制する条例等制定の有無

ポイ捨て等を規制する条例等の制定の有無については、996 市区町村が「有」と回答し、745 市区町村が「無」と回答している。また、条例等を制定している市区町村の割合を都道府県単位でみると次ページ表 1 で示すとおりであり、都道府県によって制定状況に差が見られる。



# 表 1 都道府県別条例等制定状況(降順)

都道府県名	条例制定あり	市区町村数	割合
香川県	17	17	100.0%
茨城県	43	44	97.7%
岐阜県	39	42	92.9%
千葉県	47	54	87.0%
富山県	13	15	86.7%
山口県	16	19	84.2%
大阪府	35	43	82.2%
愛知県	44	54	81.5%
栃木県	20	25	80.0%
東京都	47	62	76.2%
石川県	14	19	73.7%
福岡県	44	60	73.3%
神奈川県	24	33	72.7%
埼玉県	45	63	71.4%
滋賀県	13	19	68.4%
長崎県	14	21	66.7%
三重県	19	29	65.5%
兵庫県	26	41	64.3%
鹿児島県	27	43	62.8%
大分県	11	18	61.1%
宮城県	21	35	60.0%
新潟県	18	30	60.0%
佐賀県	12	20	60.0%
山梨県	16	27	59.3%
京都府	15	26	57.7%
群馬県	20	35	57.1% 57.1%
広島県	13	23	56.5%
島根県	10	19	52.6%
静岡県	18	35	51.4%
徳島県	12	24	50.0%
熊本県	22	45	48.9%
岡山県	13	27	48.1%
福島県	28	59	47.5%
	i i		
鳥取県 宮崎県	9 12	19 26	47.4% 46.2%
		77	
上	35		45.5% 41.3%
	74	179	
愛媛県	8	20	40.0%
山形県	13	35	37.1%
和歌山県	11	30	36.7%
福井県	6	17	35.3%
高知県	11	34	32.4%
沖縄県	11	41	26.8%
奈良県	10	39	25.6%
青森県	10	40	25.0%
秋田県	6	25	24.0%
岩手県	4	33	12.1%

# 2. 条例等に規定された行政機関による措置の内容

ポイ捨て等を行った者への措置の内容としては「勧告」が最も多くなっている。次いで「命令」や「助言及び指導」が多い結果となった。

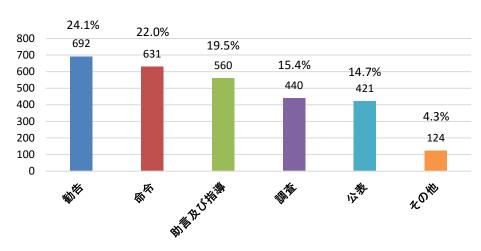
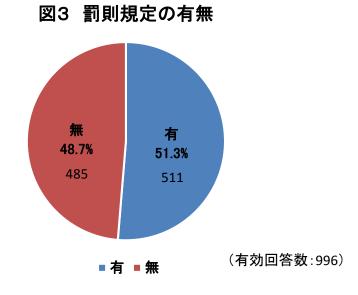


図2 条例等に規定された措置内容 ※複数回答可

(注)条例等を制定している市区町村(996)の回答総数を100%とした。

#### 3. 罰則規定の有無

条例等に罰則規定を設けているのは 511 市区町村(条例等を制定している 996 市区町村のうち約 51.3%)であった。



# 4. 条例等に基づく措置・罰則規定の適用事例の有無

条例等を制定している 996 市区町村のうち規定された措置 (2.の措置) や罰則を実際 に適用した事例があるのは 106 市区町村であった。

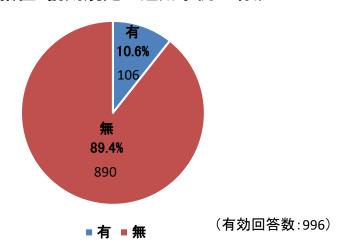


図4 措置・罰則規定の適用事例の有無

# 5. 措置・罰則規定の適用事例

実際に措置(2.の措置)・罰則規定を適用した市区町村におけるその内容で最も多かったのは「助言及び指導」であった。次いで「罰金、科料、過料」となっている。

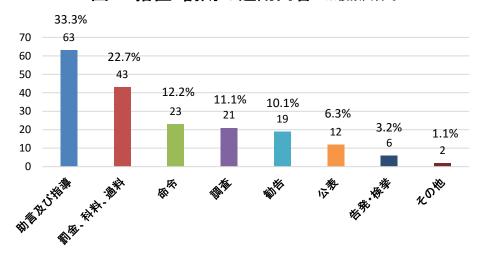


図5 措置・罰則の適用内容 ※複数回答可

(注)条例等を制定している市区町村(996)の回答総数を100%とした。

# 6. 条例等の施行による課題の有無

条例等の施行による課題として、条例等を制定している 996 市区町村のうち 609 市区町村が導入後も何らかの課題を抱えていることを示している。

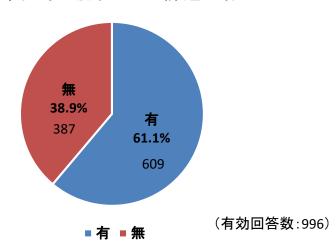


図6 条例等の施行による課題の有無

# 7. 条例等の施行による課題の内容

条例等の施行による課題の内容として最も多かったのは「ポイ捨ての根絶」であり、 次いで「違反者の特定」であった。

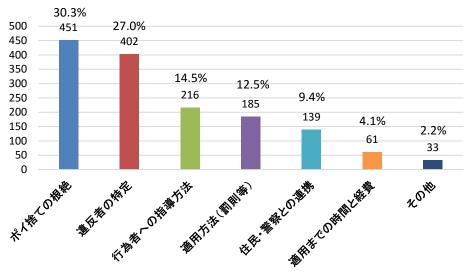


図7 条例等の施行による課題の内容

(注)条例等を制定している市区町村(996)の回答総数を100%とした。